介護サービス事業者等

自主点検表

地域密着型通所介護

事業所の名称

記入者　職氏名

実施年月日

大田原市高齢者幸福課

介護サービス事業者等自主点検表の作成について

１　趣旨

利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

ついては、地域密着型介護サービス事業所ごとに、法令、指定基準等を基に、自主点検表を作成しましたので、事業所でご活用ください。

２　実施方法の目安

⑴　年１回以上定期的に実施することにより、随時自らの運営状況等について点検してください。

⑵　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑶　「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

　　基本的には、右側に○が付く場合基準違反となりますので、改善を図ってください。

⑷　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

⑸　この自主点検表は「通所介護」の運営基準等を基調に作成されていますが、指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防通所介護についても通所介護の運営基準等に準じて（通所介護を介護予防型通所介護に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、通所介護独自又は介護予防型通所介護独自の運営基準等については、[介護除く]・[介護のみ]と記載していますので御留意ください。

介護サービス事業者等自主点検表　目次

第１　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

第２　人員に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

第３　設備に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

第４　運営に関する基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７

第５　変更の届出等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

（注）本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法 ⇒　介護保険法（平成９年１２月１７日交付法律第１２３号）

施行規則 ⇒　介護保険法施行規則（平成１１年３月３１日厚生省令第３６号）

密着基準条例 ⇒　大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年１２月２８日条例第３７号）

密着解釈 ⇒　指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成１８年３月３１日老計発０３３１００４号・老振発０３３１００４号・老老発０３３１０１７号）

平１８厚告１２６ ⇒　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２６号）

平１８厚告１２８ ⇒　指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２８号）

平１８老計0331005 ⇒　「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００５号・老振発第０３３１００５号・老老発第０３３１０１８号）

平１８老計0331006 ⇒　「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００６号・老振発第０３３１００６号・老老発第０３３１０１９号）

平１２厚告２２ ⇒　厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２２号）

平１２厚告２３ ⇒　厚生労働大臣が定める者等（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２３号）

平１２厚告２４ ⇒　厚生労働大臣が定める地域（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２４号）

平１２厚告２５ ⇒　厚生労働大臣が定める基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２５号）

平１２厚告２６ ⇒　厚生労働大臣が定める施設基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２６号）

平１２厚告２７ ⇒　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２７号）

平１２厚告２９ ⇒　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２９号）

平１２老企５４ ⇒　通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日老企第５４号）

平１８老計発1017001 ⇒　「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成１８年１０月１７日老計発第１０１７００１号）

平１３老１５５ ⇒　「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成１３年４月６日老発第１５５号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自主点検項目 | 自主点検のポイント | 根拠法令等 |
| 第１　基本方針 |  |  |
|  | 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。  いる・いない | 法第78条の3第1項  密着基準条例第203条 |
| 第２　人員に関する基準 |  | 法第78条の4第1項 |
| \*１　従業者の員数等 |  | 密着基準条例第204条第1項  ※勤務表、タイムカード等 |
| ⑴　生活相談員 | 指定地域密着型通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。  いる・いない  提供時間帯：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）。  提供時間数に応じて専ら提供に当たる従業者を確保：当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（「勤務延時間数」）を提供時間で除して得た数が、基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保すること。  専ら提供に当たる：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。  ※生活相談員については、通所介護の単位の数にかかわらず、通所介護事業所における提供時間数に応じた配置が必要となる。  （例1）提供時間数6時間で1単位の場合、6時間の勤務時間数を1名分確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要。  （例2）午前9時から午後2時、午後1時から午後6時の2単位の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時となり、提供時間数は9時間となることから、従業者の員数にかかわらず9時間の勤務延時間数分の配置が必要。  なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものであること。  ・生活相談員は、社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に準ずるものとなっているか。  いる・いない  社会福祉主事：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、下記のいずれかに該当するもの。  ①　学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  ②　厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者  ③　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者  ④　社会福祉士、精神保健福祉士  「同等以上の能力を有すると認められる者」：社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。  　・介護支援専門員（実務経験は問わない）  　・介護福祉士（実務経験は問わない） | 密着基準条例第204条第1項第1号  ※勤務表  密着解釈第3の二の二の1の⑴の④  ※資格証等  密着解釈第3の二の二の1の⑵  ※資格証等  養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年栃木県条例12号)  第6条第2項 |
| ⑵　看護職員 | 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。  いる・いない  指定地域密着型通所介護の単位：同時に一体的に提供される指定通所介護をいう。  看護職員：看護師又は准看護師  専ら提供に当たる：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。  看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて、指定通所事業所と密接かつ適切な連携を図っているか。  いる・いない  病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに、利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて、密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。  密接かつ適切な連携：指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。 | 密着基準条例第204条第1項第2号  ※勤務表  密着解釈第3の二の二の1の⑴の⑥  密着解釈第3の二の二の1の⑴の⑥ |
| ⑶　介護職員 | 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数となっているか。  いる・いない  　・単位ごとに、介護職員を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させているか。  いる・いない | 密着基準条例第204条第1項第3号  密着基準条例第204条第3項 |
| ⑷　機能訓練指導員 | 機能訓練指導員は１以上となっているか。  いる・いない  ・機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資格を有している者であるか。  　（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）  ある・ない | 密着基準条例第204条第1項第4号  ※勤務表  密着解釈第3の二の二の1の⑶ |
| ⑸　その他 | 生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっているか。  いる・いない | 密着基準条例第204条第7項  ※勤務表 |
| \*２　利用定員が10人以下である場合の従業者の員数 | 上記(2)、(3)の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上確保されるために必要と認められる数としているか。  いる・いない | 密着基準条例第204条第2項 |
| ・単位ごとに、介護職員を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させているか。  いる・いない | 密着基準条例第204条第3項 |
| ・この場合において、看護職員又は介護職員が常勤換算方式で１以上の配置となっているか。  いる・いない | 密着基準条例第204条第2項 |
| \*３　管理者 | ⑴　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているか。  （ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）  いる・いない | 密着基準条例第205条 |
| \*第３　設備に関する基準 |  | ※現地確認 |
| １　設備及び備品等 | 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。  いる・いない | 密着基準条例第206条第1項 |
| ２　食堂及び機能訓練室 | 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。  （ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。）  いる・いない | 密着基準条例第206条第2項第1号 |
| ３　相談室 | 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。  いる・いない | 密着基準条例第206条第2項第2号 |
| ４　設備の専用 | 上記に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっているか。  　（ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。）  いる・いない | 密着基準条例第206条第3項 |
| ５　設備を利用した宿泊サービスの提供 | 利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、指定地域密着型通所介護事業の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合、サービス提供開始前に市長あてに届け出ているか。  いる・いない | 密着基準条例第206条第4項 |
| ６　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 | 消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。  いる・いない | 密着基準条例第206条第1項 |
| 第４　運営に関する基準 |  |  |
| \*１　内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。  ・重要事項について、分かりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し、懇切丁寧な説明を行っているか。  いる・いない  ・利用申込者の同意は、書面によって確認できるようなっているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第9条）  ※重要事項説明書  密着解釈第3の二の二の3の⒁（準用第3の一の４の⑵）  密着解釈第3の二の二の3の⒁（準用第3の一の４の⑵） |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んでいないか。  （特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。）  いない・いる  　提供を拒むことのできる正当な理由：  ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。  ②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。  ③　利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提　供することが困難な場合。 | 密着基準条例第221条（準用第10条）  密着解釈第3の二の二の2の⒁（準用第3の一の４の⑶）  密着解釈第3の二の二の2の⒁（準用第3の一の４の⑶） |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第11条） |
| \*４　受給資格等の確認 | ⑴　指定地域密着型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。  いる・いない  ⑵　前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第12条第1項)  法第78条の3第2項  密着基準条例第37条（準用第12条第2項) |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | ⑴　地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  いる・いない  ⑵　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第13条第1項)  密着基準条例第221条（準用第13条第2項) |
| \*６　心身の状況等の把握 | 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  いる・いない | 密着基準条例第207条  ※サービス提供関係書類等 |
| \*７　居宅介護支援事業者等との連携 | ⑴　指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  いる・いない  ⑵　指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第15条第1項)  密着基準条例第221条（準用第15条第2項) |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第16条） |
| \*９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第17条） |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第18条） |
| \*11　サービスの提供の記録 | ⑴　指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について、法第４２条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。  いる・いない  ⑵　指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第20条第1項)  密着基準条例第221条（準用第20条第2項) |
| \*12　利用料等の受領 | ⑴　法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。  いる・いない  ⑵　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。  いない・いる  ⑶　指定地域密着型通所介護事業者は、⑴、⑵の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。  ①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用  ②　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用  ③　食事の提供に要する費用  ④　おむつ代  ⑤　①～④に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（その他の日常生活費）であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用  いない・いる  ⑷　⑶の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。  いる・いない  ⑸　指定地域密着型通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しているか  いる・いない  ⑹　領収証に、要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。  いる・いない | 密着基準条例第208条第1項  密着基準条例第208条第2項  密着基準条例第208条第3項  密着基準条例第208条第5項  法第42の2第9項（準用第41条第8項）  法施行規則第65条の5（準用第65条） |
| 13　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条  （準用第22条） |
| 14　指定地域密着型通所介護の基本取扱方針  　（予防除く） | ⑴　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。  いる・いない  ⑵　自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  いる・いない | 密着基準条例第209条第1項  密着基準条例第209条第2項 |
| 15　指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針 | 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところにより行われているか。  ①　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。  いる・いない  ②　指定地域密着型通所介護は、利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。  いる・いない  ③　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。  いる・いない  ④　従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。  いる・いない  ⑤　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。  いる・いない  ⑥　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  いる・いない  ⑦　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。  いる・いない  ⑧　指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。  特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いる・いない  ⑨　指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であり、次に掲げる条件を満たさないで、事業所の屋外でサービスを提供していないか。  イ　あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること  ロ　効果的な機能訓練等のサービスが提供できること  いない・いる | 密着基準条例第210条  密着基準条例第210条第1号  密着基準条例第210条第2号  密着基準条例第210条第3号  密着基準条例第210条第4号  密着基準条例第210条第5号  密着基準条例第210条第6号  密着基準条例第210条第~~5~~7号  密着基準条例第210条第~~6~~8号  密着解釈第3の二の二3の⑵の⑤ |
| \*16　指定地域密着型通所介護計画の作成 | ⑴　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。  いる・いない  ・地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行っているか。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　いる・いない  ・地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。  いる・いない  ⑵　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。  いる・いない  ・地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。  いる・いない  ⑶　管理者は、指定地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。  いる・いない  ・その実施状況や評価についても説明を行っているか。  いる・いない  ⑷　管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。  いる・いない  ⑸　従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。  いる・いない | 密着基準条例第211条第1項  密着解釈第3の二の二の3の⑶の①  密着解釈第3の二の二の3の⑶の②  密着基準条例第211条第2項  密着解釈第3の二の二の3の⑶の③  密着基準条例第211条第3項  密着解釈第3の二の二の3の⑶の⑤  密着基準条例第211条第4項  密着基準条例第211条第5項 |
| 17　利用者に関する市町村への通知 | 事業者は、指定地域密着型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①　正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第28条） |
| \*18　緊急時等の対応 | 従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第53条） |
| 19　管理者の責務 | ⑴　管理者は、従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  いる・いない  ⑵　管理者は、当該事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  いる・いない | 密着基準条例第212条第1項  密着基準条例第212条第2項 |
| \*20　運営規程 | 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  いる・いない  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定地域密着型通所介護の利用定員  ⑤　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額  ⑥　通常の事業の実施地域  ⑦　サービス利用に当たっての留意事項  ⑧　緊急時等における対応方法  ⑨　非常災害対策  ⑩　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪　その他運営に関する重要事項 | 密着基準条例第213条 |
| \*21　勤務体制の確保等 | ⑴　事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。  いる・いない  ・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。  いる・いない  ⑵　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理、洗濯等）については、この限りでない。  いる・いない  ⑶　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（資格を持たない者）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための適切な措置を講じているか。  いる・いない  ⑷　事業者は、職場で行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  いる・いない | 密着基準条例第214条第1項  ※勤務表  密着解釈第3の二の二の3の⑹の①  密着基準条例第214条第2項  密着基準条例第214条第3項  密着基準条例第214条第4項 |
| \*22　定員の遵守 | 事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行っていないか  いない・いる | 密着基準条例第215条 |
| \*23　非常災害対策 | ⑴　事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  いる・いない    ⑵　事業所は、上記の訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  いる・いない | 密着基準条例第216条第1項  密着解釈第3の二の二の3の⑻  密着基準条例第216条第2項 |
| 24　業務継続計画の策定等 | ⑴　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じているか。  いる・いない  ⑵　従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施しているか。  いる・いない  ⑶　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第32条の2） |
| 25　衛生管理等 | ⑴　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。  いる・いない  ⑵　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。  いる・いない  ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知を図ること。  ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修（年１回以上）及び訓練を定期的（年１回以上）に実施すること。 | 密着基準条例第217条第1項  密着基準条例第217条第2項 |
| 26　掲示 | ⑴　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。または、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  いる・いない  ⑵　事業者は、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第34条第1項及び第2項）  密着基準条例第221条（準用第34条第3項） |
| \*27　秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。  いない・いる  ⑵　事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  いる・いない  ⑶　事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第35条第1項）  密着基準条例第221条（準用第35条第2項）  密着基準条例第221条（準用第35条第3項） |
| \*28　広告 | 事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  いない・いる | 密着基準条例第221条（準用第36条） |
| 29　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  いない・いる | 密着基準条例第221条（準用第37条） |
| \*30　苦情処理 | ⑴　事業者は、提供した地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  いる・いない  必要な措置：具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に関する措置の概要を併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載すること等  ⑵　事業者は、⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  いる・いない  ⑶　事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。  いる・いない  ⑷　事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  いる・いない  ⑸　事業者は、市町村からの求めがあった場合には、⑷の改善の内容を市町村に報告しているか。  いる・いない  ⑹　事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  いる・いない  ⑺　事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑹の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第38条第1項）  密着解釈第3の二の二の3の⒁(準用第3の一の４の(28)の①）  密着基準条例第221条（準用第38条第2項）  密着解釈第3の二の二の3の⒁(準用第3の一の４の(28)の②）  密着基準条例第221条（準用第38条第3項）  密着基準条例第221条（準用第38条第4項）  密着基準条例第221条（準用第38条第5項）  密着基準条例第221条（準用第38条第6項） |
| \*31　事故発生時の対応 | ⑴　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  いる・いない  ⑵　事業者は、⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。  いる・いない  ⑶　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  いる・いない  ・指定地域密着型通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。  いる・いない  ⑷　利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定地域密着型通所介護事業者が定めているか。  いる・いない  ⑸　事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。  いる・いない | 密着基準条例第219条第1項  密着基準条例第221条第2項  密着基準条例第221条第3項  密着解釈第3の二の二の3の⒁(準用第3の一の４の (30)の②）  密着解釈第3の二の二の3の⒁(準用第3の一の４の (30)の①）  密着解釈第3の二の二の3の⒁(準用第3の一の４の (30)の③） |
| 32　虐待の防止 | 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の措置を講じているか。  いる・いない  ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用も可）を定期的に開催し、その結果について従業員に周知を図ること。  ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。  ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施すること。  ④上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 密着基準第221条（準用第40条の2）  密着解釈第3の二の二の3の(12)（第3の一の4の(31)）準用 |
| 33　会計の区分 | 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。  いる・いない | 密着基準条例第221条（準用第41条） |
| 34　地域との連携等 | ⑴　事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等の活用も可）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。  　※運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。  　①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。  　②同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。  いる・いない  ⑵　事業者は、⑴の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。  いる・いない  ⑶　事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。  いる・いない  ⑷　事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。  いる・いない  ⑸　事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めているか。  いる・いない | 密着基準条例第218条第1項  密着基準条例第218条第2項  密着基準条例第218条第3項  密着基準条例第218条第4項  密着基準条例第218条第5項 |
| 35　記録の整備 | ⑴　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  いる・いない  ⑵　事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。  いる・いない  ①　地域密着型通所介護計画  ②　提供した具体的なサービスの内容等の記録  ③　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  ④　利用者に関する市町村への通知に係る記録  ⑤　苦情の内容等の記録  ⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ⑦　運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録 | 密着基準条例第220条第1項  密着基準条例第220条第2項 |
| 第５  変更の届出 |  |  |
|  | ⑴　事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条の10）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。  ⑵　事業者は、当該指定地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、１月前までにその旨を市町村長に届け出なければならない。  ・下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。  いる・いない  ①　事業所の名称及び所在地  ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等  ④　事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要  ⑤　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  ⑥　運営規程  ⑦　協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関  ⑧　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制  ⑨　当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項  ⑩　役員の氏名、生年月日及び住所  ⑪　本体施設、本体施設との移動経路、併設施設の状況等  ⑫　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | 法第78条の5 |